

國志紀郡當宗氏神祭幣帛使國司一人專當其事使食薑等並用國正稅永爲恒例當宗社天皇外祖母之氏神也、

〔世俗淺深秘抄下〕一寛平法皇○宇御外祖母氏神在河内國所謂當宗社也仍自仁和五年被祭之或說曰實御母儀也御母儀仲野親王女班子女王由雖記之其年齡頗不可然爲後見如此雖註實ハ當宗氏女也大概見寛平御記歟、

〔諸社根元記下〕新國史云延喜十一正六宣旨山科神二前右依宮道氏人內藏少允宮道良連等去年八月七日解初付官帳四度幣僕件氏神依去寛平十年三月七日奉勅之宣旨預享公家春秋祭禮又預四度幣、

○按ズルニ山科ノ神ハ宮道氏ノ祖神ニシテ宮道氏ハ宇多天皇ノ皇后藤原氏ノ外家ナリ故ヲ以テ此時始メテ之ヲ祀リシナリ、

〔大鏡太政大臣忠平〕このおどりこれ基經のおどりの四郎君御母本院の大臣○時びはの大臣仲平におなじこのおどり○中よを玄らせたまふ事廿年○中のちのいみな貞信公となづけたてまつる○中三人の大臣○忠平子實輔師尹たちのまゐらせ給ふれうに小一條のみなみがでのこうぢにはいしだみをぞせられたりしがまだ侍るぞかしむなかたの明神おはしませば洞院うしろのついちよりおりさせ給ひしにあめなせのふる日のれうとぞうけたまはりし○中此貞信公は宗像神明うしろにものなを申たまひけり我よりは御位たかくてるさせ給へるなんくるしきと申たまひければいとふびんなる御事なるかなとて神位は申ませ給へるなり、

〔神皇正統記村上〕わが國は神代よりのちかひにて君は天照大神の御すゑ國をたもち臣は天兒屋の命の御ながれ君をたすけててまつるべき器となれり○中上古には皇子皇孫おほくて諸國にも封せられ將相にも任せられき○中然れど大織冠氏をさかやかし忠仁公政を攝せられ